連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する今後の進め方

1. 概要

■ 連結財務諸表における特別目的会社などの取扱いについては、本年 2 月に論点整理を公表し、その後コメントの分析を行っている。

■ IASB では連結範囲に関する会計基準の改正について、昨年 12 月に公開草案を公表し、本年第 4 四半期にファイナル化する計画とされている。

■ 本委員会が 9 月 2 日に更新したプロジェクト計画表では、上記を踏まえ、来年第 1 四半期に連結範囲に関する公開草案を公表することとしている。

■ なお、認識の中止については、連結範囲と同時に検討を進め、連結範囲の公開草案と同時期に論点整理を公表することで、プロジェクト計画表の更新が行われている。ここでは、金融商品のみならず、不動産の認識の中止についても、同時に検討を進める予定である。

■ 本資料では、連結範囲の公開草案を公表するにあたって、今後の進め方について審議をお願いするものである。

ディスカッション・ポイント

＜連結範囲について＞

■ 論点整理では、現行のパワーを基礎とする支配の定義にリターンの要素を加え、IASB の公開草案と同じ定義としている。

そのうえで、国際的な会計基準の動向を踏まえ、次の方向で検討してはどうか。

① 事業を営む典型的な企業（議決権を中心としたパワー及びリターンがある場合）については、我が国では議決権比率 50%以下の場合の連結について「緊密な者」、「同意している者」等の考え方による運用がすでに広くなされていること、今回の検討の主目的が特別目的会社への対応であることを踏まえ、現行~~の支配力~~基準の適用の仕方を、原則的に踏襲することとしてはどうか。

ただし、転換権などのオプションの取扱いについては、IASB の今後確定される取扱いとコンバージェンスする方向で検討してはどうか。

② 連結範囲に関する「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」（以下、「SPE の取扱い」）については、国際的な動向に鑑み、削除することを前提として、その場合の取扱いの検討を進めることとしてはどうか。

この場合、我が国では、議決権を中心としたパワーの要素が明らかではない場合（いわゆる SPE）でも、「緊密な者」や「同意している者」の考え方を用いる実質支配力基準が採用されているが、~~おり、~~今後もこの取扱いを踏まえるかどうかも含めて検討することとしてはどうか（SPE に関する具体的な適用は、~~に~~今後の委員会で提示する。）。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

2.　今後の審議スケジュール

委員会 専門委員会	主な内容
第 54 回 9 月 28 日（月）	連結：IASB の 9 月の検討状況
	【論点 3】「SPE の取扱い」を削除したことを想定した場合の取扱い
	【論点 2】会社に準ずる事業体（信託、組合の取扱い）
	【論点 3】【論点 4】ノンリコース債務と関連する資産の表示、開示
	【論点 3】不動産の流動化に関する会計基準の扱い
10 月委員会	
第 55 回	連結：IASB の 10 月の検討状況
	【論点 1】支配力基準の具体的適用（オプション等の考慮）
	【論点 3】関連会社に該当するかどうかについて
	（前回までのフォローアップ）
11 月委員会	
第 56 回	連結：IASB の 11 月の検討状況
	【論点 4】開示（IASB の検討を踏まえて）
	（前回までのフォローアップ））
12 月委員会	
第 57 回以降	連結：IASB の基準の概要
	文案検討（連結会計基準、連結範囲適用指針、実務対応報告 20 号、21 号等の改正に関する公開草案）
	文案検討（認識の中止に関する論点整理）

以　上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。